

Title	18世紀東部スイスの市場制度：アッペンツェル外ローデンの農村市場について
Sub Title	Das Marktwesen der Ostschweiz im 18. Jahrhundert : Von den ländlichen Märkten des Kantons Appenzell-Ausser rhoden
Author	岩井, 隆夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1988
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.81, No.2 (1988. 7) ,p.254(110)- 280(136)
JaLC DOI	10.14991/001.19880701-0110
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19880701-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

18世紀東部スイスの市場制度

——アッペンツェル外ローデンの農村市場について——

岩 井 隆 夫

序 視角と課題

1 前・非市場制度

- 1.1 農民, 手工業者および小売り商による取引
- 1.2 宿屋や居酒屋での取引
- 1.3 教会祭日の市=祭市

2 市場制度の確立

- 2.1 農村市場の成立・展開
- 2.2 農村市場の実態
- 2.3 農村市場の構造

3 領域政策との関連

- 3.1 市場開催地の設定
- 3.2 市場開催日の設定
- 3.3 市場の公認

結語

序 視角と課題

中世から近世にかけての西ヨーロッパの都市と農村市場⁽¹⁾の間の対抗と補完の関係をめぐるこれまでの議論においては、二つのことが研究史上の課題として提出されてきたと思われる。一つは、都市と農村市場の間の関係を静態的に把握するのではなくて、両者の間の関係をそれぞれ互いに他のものに転化する可能性を有するものとして動態的に把握することである。すなわち、一方では中世都市の成立の前段階としての農村市場および近世以降における農村市場の都市化、他方では中世都市の衰退現象の一環としての中世都市の農村市場への低落および近代以降の都市の市場網への農村市場の吸収に伴うところの、小都市や農村市場の有する市場としての意義の喪失といった現象を整合的に把握することの必要性和意義が課題として提出されてきたと思われる。もう一つは都市および農村市場のそれぞれについて都市相互間および農村市場相互間の対抗と補完の関係を明らかにすることである。すなわち、一方で都市に関しては有力都市と中小都市の間の対抗と補完の関係を明らかにするとともに、他方で農村市場に関しては市場広場の確定した市場町（Marktflecken）およ

注（1） 農村市場とは平板に定義すれば、都市としての特権を有していない、従って都市と農村の中間段階に位置する農村の市場定住地である。Vgl. K. S. Bader, Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich. 3. unveränd. Aufl., Köln/Wien 1981, S. 109.

び単に市場を備えた村落に過ぎない市場村落 (Marktdorf) という二つのタイプの農村市場について両者の対抗と補完の関係を明らかにすることの必要性和意義が課題として提出されてきたと思われる。⁽²⁾

本稿の目的はこうした研究史上の課題を果たすための個別作業の一環として、スイス農村市場研究の現状を踏まえ、⁽³⁾ 18世紀東部スイスの史実に即して、⁽⁴⁾ 市場制度という視角から以下に挙げる三つの課題を果たすことにある。

東部スイスのアッペンツェル地域は中世以来ザンクト・ガレン修道院領であったけれども、1566年領民が修道院長から一括して体僕制からの解放状を買い取ることによって修道院の支配から離脱する。⁽⁵⁾ その後宗教改革をめぐる対立から1597年にプロテスタントの外ローデンとカトリックの内ローデンに分裂し、⁽⁶⁾ 現在に至っている。このうち外ローデン地域は特に18世紀以降19世紀末に至るまで、麻織業からバルセント織業を経て綿織物業へという輸出工業としての織物業による経済発展がスイスの他の地域を圧倒していた地域であるにも拘らず、⁽⁷⁾ 18世紀末に至るまで都市は一つも存在せず、市場定住地としては農村市場のみが存在したに過ぎない。本稿の第一の課題は、研究史上必ずしも十分に明らかにされてこなかった農村市場相互間の対抗と補完の関係を明らかにすることにある。

また農村市場内部の構造に関しては、市場制度を介しない形で行われる農民、手工業者および小売り商による取引、さらには宿屋や居酒屋での取引といった、市場制度の成立する以前の市場関係を解明する必要がある。しかもこれらの市場関係は市場制度成立以前の市場関係であると同時に、

注 (2) こうした問題意識をスイスの史実に即して明確に示したのがパイヤーの報告である。Vgl. H. C. Peyer, Die Märkte der Schweiz in Mittelalter und Neuzeit, in: Ders., Könige, Stadt und Kapital, Zürich 1982, S. 243-261; auch (erstmalig erschienen), in: Mitteilungen der Antiquarischen Gesellschaft in Zürich, Bd. 48 (1979), S. 19-38.

(3) 拙稿「スイスの農村市場研究の現状と課題」『比較都市史研究』第5巻第2号(1986年)において、筆者は研究史上の空白地域の一つとして東部スイスのアッペンツェル外ローデン地域を指摘した。

(4) 拙稿「近世農村市場の社会経済史的史料について—東部スイスのアッペンツェル外ローデンの場合—」『本誌』第80巻第2号(1987年)(以下「社会経済史的史料」と略記)において、筆者はアッペンツェル外ローデン地域の農村市場に関して、市場制度、領主農民関係、農民的商品生産という三つの観点のそれぞれについて研究史上の課題を明らかにした上で、今後の研究上の準備作業の一環としてカントンのレベルの史料を整理した。本稿はこのうち市場制度に関してゲマインデのレベルの史料をも合わせて包括的な形で解明するという意味を有している。従って後の二つの観点に関して、それぞれ同様に包括的な形で解明することは今後の課題としたい。というのもスイスでは社会経済史的研究、特に農村市場研究は著しく遅れており、現状では個別地域の未公刊史料を整理することから始める必要があるからである。なおゲマインデ文書館(Gemeindearchiv)の史料の閲覧および複写については、各ゲマインデの書記(Gemeinderatsschreiber)諸氏に多大なる便宜を図って頂いた。ここで記して御礼を申し上げる。

(5) Appenzeller Urkundenbuch. 2 Bde., Trogen 1913-1934 (以下 AUB と略記), Nr. 2873 (4. Februar 1566); W. Müller, Die Abgaben von Todes wegen in der Abtei St. Gallen, Köln/Graz 1961, S. 106-111; Appenzeller Geschichte. Bd. I., Appenzell/Herisau 1964, S. 448.

(6) AUB, Nr. 4140 (8. September 1597); Appenzeller Geschichte. Bd. I, S. 534-537.

(7) A. Tanner, Spulen-Weben-Sticken, Die Industrialisierung in Appenzell Ausserrhoden, Zürich 1982, S. 1f.

市場制度の外部の市場関係であるという意味で前・非市場制度と呼ぶことができる。⁽⁸⁾ アッペンツェル外ローデン地域において文書史料が数多く残されるようになるのは17世紀以降であるのに対して、市場制度の整備が進むのはベルンやチューリヒなどの都市邦 (Stadtort) に比べてかなり遅れ、ようやく18世紀に入ってからである。⁽⁹⁾ 従ってこの地域は市場制度の整備に至る事情について史料に即して明らかにする上で相対的に適している地域である。本稿の第二の課題は前・非市場制度を市場制度との関連で明らかにすることにある。

さらに農村市場相互間が何をめぐって対抗と補完の関係をとったのかということについては、販路の問題も含めた領域内の経済運営の指導権をめぐり、すなわち領域政策との関連という立体的な構造を明らかにすることが必要である。アッペンツェル外ローデン地域では18世紀末の近世末期の段階において、農村邦 (Landort) でありながら織物商人を中心とした有力商人による寡頭制支配⁽¹⁰⁾ がかなり進むと同時に、ゲマインデ相互間の対立関係⁽¹¹⁾ がかなりみられた。本稿の第三の課題は領域政策との関連で市場制度を明らかにすることにある。

1 前・非市場制度

1.1 農民、手工業者および小売り商による取引

市場制度の成立する以前の市場関係のうち、まず農民、手工業者および小売り商による取引を解明してみよう。こうした市場関係を明らかにするための史料としては、17世紀を中心に布告された

注 (8) 前・非市場制度としての宿屋や居酒屋での取引という議論についてはバイヤーの一連の業績を参照。H. C. Peyer, *Gastfreundschaft und kommerzielle Gastlichkeit im Mittelalter*, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 235 (1982), S. 265-288; (Hrsg.) *Gastfreundschaft, Taverne und Gasthaus im Mittelalter*, München/Wien 1983; *Von der Gastfreundschaft zum Gasthaus, Studien zur Gastlichkeit im Mittelalter*, Hannover 1987. なお教授は一昨春秋に來日され、「比較都市史研究会」の例会 (1986年10月18日) で報告された。この口頭報告の拙訳「ヨーロッパ中世における商人の歓待」『比較都市史研究』第6巻第1号 (1987年) をも参照。

(9) 17世紀から18世紀末にかけて、この地域で最終的な立法権を握っていたのは、毎年4月の最終日曜日に成年男子全員が出席することによって成立するランツゲマインデであり、その一週間後各ゲマインデにおいて利益代表として選出されたハウプトマンが、さらにその一週間後に開催される新旧参事会の構成員となる。その内訳は10人のラント役人、98人の小参事会員、88人の大参事会員であり、ラント役人と大参事会員によって年6回開催される大参事会が上級裁判権も含めた広義の政治権力を実質的に握っていた。市場制度に関しては大参事会が年市や週市などの市場の開催を各ゲマインデに対して特権として認可する権限を握っていた。この大参事会の議事録が整備された形で記載されるようになるのは1706年からである。Vgl. H. Ruesch, *Lebensverhältnisse in einem frühen schweizerischen Industriegebiet*, Basel 1979, S. 31-34.

(10) このことは参事会構成員の出身階層のうち圧倒的に多いのが商人および企業家 (Fabrikant) であること、さらに商人および企業家の中で圧倒的に多いのが織物商人および織物業者であることから分かる。前掲拙稿「社会経済史的史料」表6および表9を参照。

(11) その一つの表れが1732年から34年にかけてヘリザウとトローゲンの両ゲマインデの間で生じたラント内抗争 (Landhandel) である。Vgl. *Appenzeller Geschichte*. Bd. II, Herisau 1972, S. 162-182.

種々の公告⁽¹²⁾ (Mandat) がある。日曜日および祝祭日の説教に関連して、農民、手工業者および小売り商の生産・販売活動に対する禁止ないしは制限の規定が数多く見られる。⁽¹³⁾

まず生産活動に関しては、パン屋や肉屋の生産活動といった農民の日常生活にとって重要な生産活動の他に、織物業をはじめとした手工業活動が農民もしくは手工業者によって活発に展開されていた。このことを示す規定としては次のようなものがある。「日曜日および祝祭日に世俗のすべての仕事、特に手工業活動を営むことは禁止する。」「日曜日および祝祭日にパン屋がパンを焼いたり、肉屋が家畜を屠殺すること、また日曜日に織布作業および漂白作業に従事することは禁止する。」

こうした生産活動を踏まえて販売活動が現れてくる。

日曜日および祝祭日には、説教時間の前や間、さらに正午以後も、すなわち一日中販売活動が幅広く展開されていた。このことを示す規定としては以下のようなものがある。「日曜日の教会での説教時間の前や説教時間の間に、食料品などを運んできて教会の前や家の前に立って販売してはならない。」「日曜日および祝祭日に説教時間の前や間に、広場で何かを販売したり、店を開けていてはならない。」「日曜日および祝祭日に、パン屋、肉屋、小売り商、その他販売に携わる者は正午までは販売してもよいこと、そして再び店を閉めて品物を再び家に持ち帰ること、説教時間の前や間、ないしは正午以後も店を開けていたり、販売してはならない。」

こうした手工業製品や食料品は指定された場所以外のところでも取引されていた。トローゲンに関する公告の中に、⁽¹⁴⁾「日曜日の許可された時間内であっても、店や家およびゲマインデ庁舎の壁の内側以外の場所で靴、木工・鉄製品、パンを除く食料品および果実を販売することは処罰される」という規定がある。

小売り商をはじめとして種々の職種の人間が販売活動に幅広く関わっていた。

まず、小売り商は日曜日に説教時間の前や間も、また公認の市場以外のところでも販売活動を営んでおり、小売り商の販売活動は市場制度の成立後も併存する形で行われていた。というのも公告の中に、「小売り商は説教時間の後に、しかも公認の市場においては販売してもよい」という規定があるからである。

また、肉屋に関しては外来の肉屋がラントの肉屋と共に説教時間の前や間に、教会の近くや広場で農民との間に家畜の売買活動を営んでおり、屠殺用の家畜のための市場の萌芽形態が成立していた。このことを示す規定は次の通りである。「日曜日に外来およびラントの肉屋は説教時間の前や

注 (12) 利用したのは次の公告類である。Frühjahrs-Mandate 1607/1797; Herbst-Mandate 1609/1698; Verschiedene Mandate 1616/1797; Mandate über Fastnacht, Kilbi, Trinker, Wirtschaftsverbot 1677/1778; Erlasse betr. Handel, Zoll 1665/1797, Kantosarchiv Herisau (以下 KtA と略記), Altes Archiv (以下 AA と略記), 40. 1-3.

(13) 以下特に断らない限り、前注に挙げた公告類のうち最も包括的な内容を備えている Frühjahrs-Mandate の規定の内容を検討することとし、注記は煩雑になることを避けるために省略する。この公告は1607年以後、1610—16年、1618—22年、1626年、1628—30年、1632—33年、1650年、1652—55年、1658年、1662年、1664年、1743年、1795年、1797年と布告されている。

(14) Mandat und Geseze daß failhaben betrefend für ein Kirchhöri Trogen (23. Februar 1676), in: Verschiedene Mandate 1616/1797.

間に、教会のそばや前に立って子牛や豚などの屠殺用の家畜を検分したり、広場で売買活動をしてはならない。」「何人も家畜を検分させたり、広場で肉屋に家畜を売ってはならない。」

これに関連する事実として、農民、手工業者および小売り商はラントおよび隣接地域の市場を積極的に訪問し、売買活動を営んでいた。このことを示す規定がいくつかある。「日曜日および祝祭日に市場などの無用な場所へ馬車で行ったり、馬に乗って行ったり、歩いて行ったりしてはならない。」「日曜日の説教時間の前や間にラントおよび隣接地域の市場へ行って、世俗の仕事や商売を営んではならない。」「日曜日に手工業者が自らの商品を販売してはならない。」これらの他に「日曜日に靴屋などの手工業者が隣接地域で自らの商品を販売していることが見られる」という規定もある。個別の市場に関するものとして、「土曜日に開催されるザンクト・ガレンの週市を訪問し、そのまま市内の宿屋に泊まることは禁止する」という規定がある。農民がさらに遠くのビショップスツェルの市場を訪問した事実もある。1747年1月23日のフントヴィルのゲマインデ参事会において、クノェップフェル (H. Knöpfel) 以下4名の農民がビショップスツェルの市場を訪問したために罰金⁽¹⁵⁾に処せられている。

こうした農民、手工業者および小売り商による販売活動に対しては、前述のように17世紀を通じて時間的および空間的に制限したり、販売品目を限定して認めるという姿勢が見られる。この姿勢は18世紀に至っても基本的には受け継がれるけれども、18世紀に入るとこの問題に関する公告の布告されることが減少する。このことは18世紀に入ると農民、手工業者および小売り商による販売活動は最終的には市場開催日において、しかも公認市場においてのみ認められるという形で市場制度の整備が進展していったことを示している。にも拘らず18世紀に入っても依然としてこうした内容の公告が布告されていることから、農民、手工業者および小売り商による取引は、市場制度が整備された後も市場制度と併存する形で見られた市場関係であるということが出来る。

さらに、ラントの小売り商と並んで外来の小売り商や手工業者は、ゲマインデの中心地において販売活動を営むだけでなく、広く農村の中で行商による取引を積極的に営んでいた。このことを示す規定には以下のようなものがある。「日曜日の説教時間の前や間に家から家へ行商を営み、食料雑貨や香料を販売してはならない。」「外来およびラントの小売り商は行商を営んではならない。」「外来の鋳掛け屋は行商してはならない。」

行商という形をとった取引は18世紀末の段階に至っても依然として存在していた。「営業特許状⁽¹⁶⁾目録」には行商人として挙げられている者や、行商人による被害を訴え出ている例がいくつかある。⁽¹⁷⁾ここで行商人として挙げられている者が小売り商による行商という形をとったものか、それとも職業としての行商人を指すのか、また被害を訴えられている行商人がラントの者か、それとも外来者

注 (15) Ratsprotokoll vom 23. Januar 1747 (RP 23. 1. 1747と略記、以下同様)、Gemeindearchiv (以下 GdA と略記) Hundwil.

(16) Verzeichnis der Handels- und Gewerbepatente, KtA, Helvetisches Archiv, 14. 5.

(17) Ebda. ヘリザウの織物商人タンナー (B. Tanner)、同じくパン屋のルッツ (J. Lutz) は行商人による被害を訴え出ている。またアルダー (H. M. Alder) は行商人として営業特許状を得ている。

であるのかは必ずしも明らかにすることはできないけれども、いずれにしても18世紀末の段階に至って市場制度の整備がかなり進展した段階においても、行商という形をとった取引が市場制度と併存する形でみられた。

1.2 宿屋や居酒屋での取引

市場制度の成立する以前の農村の定住地は、この地域では孤立農家の点在する散村の中の、少なくとも一つの宿屋ないしは居酒屋を備えた小村という形をとっていた。⁽¹⁸⁾シュヴェルブルンは1794年⁽¹⁹⁾に至って初めて年市が公認されるけれども、1658年にヘリザウから分かれて独立のゲマインデとして成立する時点で、ここは一つの宿屋ないしは居酒屋を備えた小村であった。⁽²⁰⁾また、この地域の多くのゲマインデはすでに16世紀中葉の段階で数多くの宿屋ないしは居酒屋を備えていた。⁽²¹⁾

前述のように小売り商は広く農村の中で行商による取引を営んでおり、その場合に農家以外に宿屋や居酒屋も重要な訪問先となっていた。というのも特に日曜日および祝祭日には宿屋や居酒屋に多くの人が集まり、販売機会が多かったからである。17世紀に布告された公告には以下のような規定がある。「日曜日に宿屋ないしは居酒屋は酒を提供してはならない。」「日曜日の説教時間の前や間に、肉屋とその肉屋と取引をする農民に対して宿屋ないしは居酒屋は酒を提供してはならない。」また、ウルネッシュの教会祭日の市に関して、小売り商は広場や橋の上に品物を並べるだけではなく、農家や宿屋へ品物を運んで行って見せたという事実が指摘されている。⁽²²⁾このように市場制度の成立する以前において宿屋や居酒屋での取引が幅広く展開していた。

市場制度の成立後に、市場開催日に最も多くの利益を上げたのが宿屋や居酒屋である。というのも、この地域ではランツゲマインデの当日と並んで市場開催日に人々は宿屋や居酒屋で落ち合う機会が多かったからである。そのためにランツゲマインデの当日や市場開催日に宿屋ないしは居酒屋を営業することは当事者にとって大きな関心事であった。1797年4月6日にフントヴィルのゲマインデ参事会はマイヤー（J. Meyer）に対して年市およびランツゲマインデの当日、*ブライシグ*

注 (18) E. Steinmann, Die Kunstdenkmäler des Kantons Appenzell Ausserrhoden, Bd. 3, Basel 1981 (以下 KDm と略記し, Band 数をローマ数字で示す), S. 387.

(19) Grossratsprotokoll vom 8.-10. Februar 1794 (GRP 8.-10. 2. 1794と略記, 以下同様。なお前掲拙稿「社会経済史的史料」の付録の史料11として掲載, 以下史料番号のみ記す)。

(20) Kirchenlibell, Fol. 3, Historisches Museum Herisau; G. Büchler, Versuch für eine Geschichte für die Gemeinde Schwellbrunn. Ms., 1848, GdA Schwellbrunn, S. 8; Ders., Das Geschlecht der Alder in Schwellbrunn. Ms., 1854, Gemeindebibliothek Herisau, Nr. 5; KDm I, S. 237.

(21) 拙稿「社会経済史的史料」表 8。1555年の時点でヘリザウは34, ウルネッシュは18, フントヴィルは20, トイフェンは14, ガイスは20, ジュバイヒェルは12, トローゲン（但しグループおよび内ローデンのオーバーエックを含む）は76の宿屋ないしは居酒屋を有している。

(22) Materialien zu einer vaterländischen Chronik des Kantons Appenzell AR, 4. Jahrgang 1812 (以下 Materialien と略記), S. 155。同じウルネッシュに関しては, 1724年の段階では宿屋が10, 居酒屋が11存在し, これらの宿屋や居酒屋には多くの訪問者があり, そのために毎週10ないし15頭の馬でブドウ酒が運ばれてくるという事実が指摘されている。Vgl. Chronik von Urnäsch 1594-1755, GdA Urnäsch, S. 23.

(C. PreiBig)始め3名の者に対してはランツゲマインデの当日に宿屋ないしは居酒屋を営業する権利を与えている⁽²³⁾。またこのことと関連する事実として、前述のようにザンクト・ガレン市の週市を訪問した者がそのまま市内の宿屋に泊まるということが見られた。これらのことは市場制度の成立後も宿屋や居酒屋が不可欠の併存形態として機能していたことを示している。

さらに、宿屋や居酒屋は生産活動や商業活動にも積極的に関与していた。18世紀末の段階であるけれども、「営業特許状目録」を見ると、宿屋や居酒屋が手工業、特に織物業などの生産活動ならびに商業活動にも従事していることが多い⁽²⁴⁾。

1.3 教会祭日の市＝祭市

手工業者や小売り商、そして宿屋や居酒屋、さらに農民のこれら三者が一堂に会する機会こそ、キルビ（Kilbi）と呼ばれる教会祭日の市（Kirchweihfest）であった。これを「祭市」と呼ぶことにする。

この祭市の起源は教会堂奉献式（Kirchweihe）にある。新しく教会を建立するということは農民にとっては最大の関心事であった。というのも以下のような事情があったからである。前述のように、この地域は16世紀中葉に至るまでザンクト・ガレン修道院の支配下にあり、新しく教会を建立するということ自体が農民の側からの長年にわたる要求の積み重ねと、修道院側のそのことに対する半ば不承不承の対応の結果であった。また17世紀中葉以降においては、有力ゲマインデに属する小村が独立してゲマインデとして自立する契機となったのが新しく教会を建立するということであ

表 1 各ゲマインデの最初の教会の建立時期

ゲマインデ名	建立時期	ゲマインデ名	建立時期
Herisau	9/10世紀	Wolfhalden	1652年
Gais	14世紀中葉	Lutzenberg	1658/67年
Hundwil	1380年以降	Rehetobel	1669年
Urnäsch	1417年	Wald	1686年
Trogen	1463年	Reute	1687/88年
Teufen	1479年	Waldstatt	1719年
Speicher	1614年	Schönengrund	1720年
Walzenhausen	1638年	Bühler	1723年
Schwellbrunn	1649年	Stein	1749年
Heiden	1652年		

（典拠） E. Steinmann, Die Kunstdenkmäler des Kantons Appenzell Ausserrhoden. 3 Bde., Basel 1972-1981より作成。

注 (23) RP 6.4.1797, GdA Hundwil.

(24) 注(16)に同じ。ヘリザウでは宿屋4のうち2はパン製造、1は織物商人を、居酒屋37のうち1が織物商人を、ヴァルトシュタットでは宿屋4のうち1はパン製造および手工業を、1は雑貨商を、シュバイヒェルでは宿屋9のうち1が酒の小売り商を、レーエトーベルでは宿屋3のうち1はパン製造、1は織物業および肉屋を、ハイデンでは宿屋2が共に肉屋を、居酒屋7のうち1は織物小売り商およびパン製造、2はパン製造、2は雑貨商およびパン製造、2は医者を、それぞれ兼業している。

った。従って教会堂奉献式は近隣のみならず遠方からも多くの訪問者を集め、以後も教会堂開基祭(Kirchweihfest)として存続する。この教会堂開基祭は多分に政治的および宗教的性格の強いものであったけれども、多くの人を集めることから、やがて取引の場として経済的な性格をも有するようになる。これが教会祭日の市すなわち祭市である。⁽²⁵⁾表1は各ゲマインデの最初の教会の建立の時期を年代順に並べたものである。従ってこの建立時期以降、各ゲマインデの中心地において祭市が開催されていたと考えられる。例えばウルネッシュでは1417年に教会が建立されてから、1490年の時点ではすでに祭市が開催されていたと伝えられている。⁽²⁶⁾

「ヴァルザー年代記」⁽²⁷⁾によれば、祭市は16世紀末から17世紀初頭にかけて廃止され、代わって以後は開催日を変えて年市という形で存続したとされている。1560年にフントヴィルでは聖霊降臨祭の月曜日に開催されていた祭市の存続が禁止され、以後は春の年市の形で存続したとされている。⁽²⁸⁾また1592年にウルネッシュでは、その2年前の1590年の荒天を理由に6月19日に開催されていた祭市は廃止され、代わりに聖ガルス⁽²⁹⁾の祝日の後の火曜日の10月10日に年市を開催したとされている。さらに1610年にはフントヴィル、ウルネッシュの他にヘリザウ、トイフェンの祭市も廃止された⁽³⁰⁾とされている。

しかしながら現実には17世紀以降も祭市は存続していたと考えられる。というのも、17世紀に布告された公告には祭市の存続や祭市の訪問を禁止する規定が見られるからである。⁽³¹⁾1614年の公告は「ラントのすべての祭市の存続を禁止する」という規定を有する。また、17世紀を通じて布告された公告には「ラントおよび隣接地域の祭市を訪問することは禁止する」という規定が見られる。

この地域において特に有名な祭市はウルネッシュとガイスの祭市であった。⁽³²⁾というのもウルネッシュは外ローデンの最も南西に位置するゲマインデであり、内ローデンおよび中・上部トッゲンブルクに近いという地理的条件のために多くの人を集めたからである。⁽³³⁾同様にガイスは最も南東に位置するゲマインデであり、内ローデンおよびラインタールに近いという地理的条件のために多くの人を集めたと考えられる。⁽³⁴⁾中でもウルネッシュの祭市は、多くの人が訪問するので有名であった。

注(25) Materialien, S. 153ff. 教会堂開基祭の政治的性格に関しては、1489年6月27日にウルネッシュの祭の当日にザンクト・ガレン市から多くの市民がやって来て農民を扇動し、そのことが同年のロールシャッハの修道院破壊事件の契機の一つになったことが挙げられている。また宗教的性格に関しては、同じウルネッシュの祭そのものが宗教改革期に内ローデンのカトリックと外ローデンのプロテスタントの両派の信仰告白の激しい対立の場となったことが挙げられている。

(26) Appenzeller-Chronik von den Anfängen bis 1808, KtA, AA, Historische Manuskripte 14, S. 22-24.

(27) G. Walser, Neue Appenzeller-Chronik, St. Gallen 1740 (以下 Walser Chronik と略記)。

(28) Ebda., S. 488f.

(29) Ebda., S. 541.

(30) Ebda., S. 581.

(31) Frühjahrs-Mandat 1614.

(32) B. Tanner, Speicher im Kanton Appenzell, Trogen 1853, S. 607.

(33) Materialien, S. 154.

(34) J. J. Schläpfer, Chronikon der Gemeinde Waldstatt, Trogen 1839, S. 340.

⁽³⁵⁾1677年および⁽³⁶⁾1714年に布告された公告には「ウルネッシュの祭市」という表現が使われている。またこのウルネッシュの祭市は1719年の時点では6月の聖ヨハネの祝日の前の日曜日に開催されていたけれども、その後8月の第一月曜日に移動したとされている。但しこのことに対する史料の根拠は乏しい。しかしながら遅くとも1734年以後の段階では8月の第一月曜日に祭市もしくは年市が開催されていたことは、1734年⁽³⁸⁾、1740年⁽³⁹⁾および1752年⁽⁴⁰⁾には8月の祭市として言及されていることから確認することができる。従って「ヴァルザー年代記」の記述とは異なり、6月の祭市は廃止されて10月の年市に代わったのではなくて、祭市は17世紀以降も存続し、遅くとも1734年には8月の第一月曜日に移動して、それが祭市もしくは年市として開催されていたのである。

このウルネッシュの他に、16世紀以前の段階で教会を建立したヘリザウ、ガイス、フントヴィル、トローゲン、トイフェンといったゲマインデにおいても同様に、祭市が17世紀以降も存続し、ある場合には開催日を変更して年市という形で存続していったと考えられる。さらに18世紀に入ると多くの年市が大参事会によって公認されるようになるけれども、これらの年市の有する市場としての機能が公認された時点で初めて出現したとは考えられず、むしろ公認以前から既に存在していた祭市を、ある場合には開催日を変更して、年市として新たに公認したと考えられる。

このように年市の直接の起源として祭市を位置付けることができる。なお農民の意識においては祭市と年市の区別は必ずしも厳密には行われていなかった。1742年のウルネッシュの教区参事会議事録には8月の第一月曜日の市が祭市としてではなく年市として言及されている。⁽⁴¹⁾

18世紀に入ると、一律に祭市の訪問を禁止するという規定を有する公告は布告されていない。それに代わって特定のゲマインデの祭市のことが史料に登場してくる。1746年にはビューラーで開催されている祭市の禁止に関する公告が布告されている。⁽⁴²⁾このビューラーの祭市は1777年に至ってその存続が大参事会によって追認されている。⁽⁴³⁾また1779年にはフントヴィルの農民が内ローデンのゲマインデであるハスレンに属する小村エンゲンヒュッテンの祭市を訪問した事実が取り上げられている。⁽⁴⁴⁾

注 (35) Mandat in Trogen vom 25. Juli 1677, in: Mandate über Fastnacht, Kilbi, Trinker, Wirtsch-
aftsverbot 1677/1778, KtA, AA, 40. 3.

(36) Mandat vom 14. Juli 1714, in: Ebda.

(37) Materialien, S. 163.

(38) Chronik von Urnäsch, S. 37.

(39) Ebda., S. 49.

(40) Ebda., S. 110.

(41) Kirchhöreprotokoll 14. 11. 1742, GdA Urnäsch.

(42) GRP 5. 5. 1746, KtA, AA, 4. 4, Fol. 46v.

(43) GRP 29. 5. 1777, KtA, AA, 4. 7, S. 395.

(44) J. Rietman, Das Hundwiler Buch. Ms., Hundwil 1943, Fol. 51, S. 5. この資料は著者の御厚意で閲覧させて頂いた。ここで記して御礼を申し上げる。なお、フントヴィルのゲマインデ参事会議事録には1779年2月26日にツウルヒュル(H. Zürcher)以下7名、同年3月4日にクノェップクァェル(U. Knöpfel)以下10名、同月7日にフレーナー(H. C. Frener)以下3名の者が、それぞれエンゲンヒュッテンの祭市を訪問したためにラントの小参事会に対して訴えられたことが記されている。Vgl. RP 26. 2. 1779; 4. 3. 1779; 7. 3. 1779, GdA Hundwil. リートマンはこの内3月4日の事実のみを指摘している。

このように18世紀に入っても、ラントのみならず隣接地域においても、またゲマインデの中心地のみならず小村においても至るところで祭市が開催されていて、農民が各地の祭市を頻繁に訪問していた。18世紀に入って市場制度の整備が進展するにつれて、16世紀以前の段階で教会を建立したような有力ゲマインデなどにおいては、祭市が開催日を変更して年市という形で組み入れられていたのに対して、ごく小さなゲマインデや小村においては祭市は存続の禁止などの措置を受けながらも、市場制度の外部に併存する形をとっていたのである。

2 市場制度の確立

2.1 農村市場の成立・展開

まず農村市場の開催地毎に、年市や週市などの市場の成立と展開をできる限り明らかにしてみよう。

ヘリザウに関しては⁽⁴⁵⁾1533年および⁽⁴⁶⁾1554年に商館の建設ないしは設置について、⁽⁴⁷⁾1537年および⁽⁴⁸⁾1578年に週市について言及されている。1670年の市場規則 (Markordnung) には、この週市が特に麻および紡糸の取引に関連した市場であることが示されている。⁽⁴⁹⁾この週市は毎週金曜日に開催されていた。⁽⁵⁰⁾1792年4月の大参事会において、ヘリザウは毎月の最終金曜日の週市に家畜市を合わせて開催することを認められる。⁽⁵¹⁾なお、この家畜市は19世紀に入ってから家畜の疫病のために一時中断されるけれども、1837年に再開が認められ、⁽⁵²⁾1850年の時点では毎週金曜日の週市に家畜市も合わせて開催されている。⁽⁵³⁾

注 (45) KDM I, S. 138. 但しシュタインマンは史料の根拠として Landrechnungen を挙げており、これが Landrechnungsbuch 1530-1534 (Landesarchiv Appenzell I. Rh., 683) を指しているとするれば、該当年にはその事実は見当たらないので史料の根拠は不明である。

(46) Amtliche Sammlung der eidgenössischen Abschiede, 4.1. e, S. 966 (23. Juli 1554); Appenzellische Jahrbücher (以下 AJB と略記) 1952, S. 47; KDM I, S. 138. 但し後の二つの文献は誓約同盟会議議事録の日付を8月23日としているけれども、これは誤りで7月23日が正しい。

(47) AUB Nr. 2027 (11. Juli 1537), Nr. 2030 (8. August 1537); A. Eugster, Die Gemeinde Herisau im Kanton Appenzell A. Rh., Herisau 1870 (以下 Eugster, Herisau と略記), S. 375; W. Rotach, Die Gemeinde Herisau, Ortsbeschreibung und Geschichte, Herisau 1929, S. 510; KDM I, S. 138.

(48) AUB, Nr. 3410 (10. Februar 1578); KDM I, S. 140.

(49) Eugster, Herisau, S. 375; Rotach, a. a. O., S. 560; KDM I, S. 35.

(50) ロータッハは1682年の時点でこの週市が金曜日に開催されていたとしているけれども、史料の根拠は示していない。Vgl. Rotach, a. a. O., S. 560.

(51) GRP 19. -21. 4. 1792 (史料9); Alte Urkunden, GdA Herisau, S. 1; Fliegende Blätter, GdA Herisau, Fol. 29f.; Eugster, Herisau, S. 376; Rotach, a. a. O., S. 512; KDM I, S. 139. なお Gemeindearchiv Herisau 所蔵とされている史料は、1970年代後半に行われた文書館の移転作業以後、所蔵先ないしは所蔵の有無は不明である。従って筆者は Dr. E. Steinmann 氏の御厚意で移転作業以前に氏が複写ないしは筆写されたものを閲覧および複写させて頂いた。ここで記して御礼を申し上げる。

(52) GRP 13. 11. 1837 (史料20)

(53) GRP 17. 7. 1850, KtA, Neues Archiv, B. 2. 18, S. 45.

年市に関しては1562年の時点ですでに成立しており、この年市は主として家畜の取引のためのもので、9月に開催されていた。⁽⁵⁴⁾ヘリザウには1722年ないしは1723年の時点で2月、4月、9月、11月の年4回の年市が開催されていたと考えられる。⁽⁵⁵⁾このうち9月の年市の他には4月、11月の年市については開催を確認することができる。隣接のゲマインデであるウルネッシュの1726年の教区参事会議事録に、ヘリザウで4月および11月に年市の開催されていることが指摘されているからである。⁽⁵⁶⁾なお9月の年市は後に10月に開催日が移動し、1786年以降は2日間にわたって年市が開催される。⁽⁵⁷⁾同じ1786年以降7月にも年市が開催されたとされている(V. H. N.)けれども、他の文献や史料では確認することができない。⁽⁵⁸⁾さらに1843年に12月の年市を開催することが認められる。⁽⁵⁹⁾

シュヴェルブルンは1793年11月の大参事会において、年4回の年市の開催を特権として認めてくれるように提議した。これに対して大参事会は年2回の年市を認めることを決定した。⁽⁶⁰⁾しかしながらこれらの公認された年2回の年市の開催日は示されていない。⁽⁶¹⁾翌1794年2月の大参事会において、ランツゲマインデ後の火曜日および10月の年市の開催が認められる。⁽⁶²⁾最初の年市は1794年の5月2日に開催され、⁽⁶³⁾秋の年市と共に多くの訪問者を集めたために、同年11月にさらに年2回の年市、すなわち2月および8月の年市の開催が認められる。⁽⁶⁴⁾この2月と8月の年市は1796年から開催されたと考えられる(A. K.; V. H. N.)。なおこれらの年市は1803年の時点では、当初の開催日から前後に多少移動している。⁽⁶⁵⁾この内2月と8月の年市は1854年に至って廃止される。⁽⁶⁶⁾

注 (54) Alte Urkunden, S. 1; Fliegende Blätter, Fol. 29; Eugster, Herisau, S. 376; Rotach, a. a. O., S. 510; KDm I, S. 138f.

(55) Ebda.

(56) Appenzeller Kalender, Trogen 1722-1800; Verschiedene historisch Nachrichten über den Kanton Appenzell 1827, KtA, AA, Historische Manuskripte 36, S. 204-207 u. 214 (以下それぞれ A. K. および V. H. N. と略記し、注記は煩雑になることを避けるために本文の括弧内に入れる)。

(57) Kirchhöreprotokoll 23. I. 1726, GdA Urnäsch.

(58) J. Fisch, Chronik oder Beschreibung des Kantons Appenzell, KtA, AA (以下 Fisch Chronik と略記), Historische Manuskripte 19, Nr. 3, S. 118; Eugster, Herisau, S. 376f.; Rotach, a. a. O., S. 514f. なお1786年以降7月にも年市が開催されたとされているけれども、他の文献や史料では確認することができない。Vgl. V. H. N., S. 205.

(59) GRP 25. 9. 1843 (史料21)。

(60) GRP 21. -23. 11. 1793 (史料10)。

(61) これに反して後世の年代記および文献はすべて、この1793年の大参事会において4月と10月の年市の開催が認められたとしている。Vgl. J. J. Schläpfer, a. a. O., S. 199; Fisch Chronik, Nr. 4, S. 61; G. Büchler, Aus der Geschichte der Gemeinde Schwellbrunn I, Geschichtliche Notizen über die Gemeinde Schwellbrunn, Gemeindebibliothek Herisau, S. 17f.; Gemeindegeschichte von Schwellbrunn. Ms., GdA Schwellbrunn, Bd. I, S. 82; Manuskript von J. M. Tanner, GdA Schwellbrunn; Die Gemeinde Schwellbrunn, 1648-1948. Ms., GdA Schwellbrunn; H. Schmid, Schwellbrunn, Herisau 1949, S. 77; W. Schläpfer, Wirtschaftsgeschichte des Kantons Appenzell Ausserrhoden bis 1938, Gais 1984, S. 125f.

(62) GRP 8. -10. 2. 1794 (史料11)。

(63) Fisch Chronik, Nr. 4, S. 61; J. J. Schläpfer, a. a. O., S. 199.

(64) 注(61)に同じ。

(65) GRP 20. -23. 11. 1794 (史料12)。

ウルネッシュでは前述のように6月の祭市は10月の年市と並行して存続し、遅くとも1734年の時点では8月の第一月曜日に開催日が変更され、1742年の時点ではすでに年市に昇格している。1738年から開催されたとされている8月の年市はこれを指していると思われる(A. K.; V. H. N.)。この他に1726年1月23日の教区参事会議事録には、同月19日に開催されたゲマインデ参事会において4月および11月の年2回の年市を開催することの提議がなされ、満場一致で認められたとある。⁽⁶⁸⁾しかしながらこの時点でこれらの年市が実際に開催されたとは考えられない。この内4月の年市だけは1746年(V. H. N.)もしくは1786年(A. K.)から開催されたと考えられる。これらのウルネッシュの年市はすべて大参事会の公認という形をとっていない。

フロントヴィルには19世紀前半までに年4回の年市が成立していたとされている。⁽⁷⁰⁾1746年に4月と10月の年市の開催が認められる。⁽⁷¹⁾翌1747年の3月のゲマインデ参事会では、4月の年市に先立って教会役人は年市に備えて一定の措置をとるようにとの提議がなされている。⁽⁷²⁾この最初の年市は天候にも恵まれ非常に盛大な家畜市であったと伝えられている。⁽⁷³⁾10月の年市はやや遅れて、1749年から開催されたと考えられる(A. K.; V. H. N.)。その後もこれらの年市は存続している。1755年には4月の年市のことが言及されている⁽⁷⁴⁾し、また1779年5月のゲマインデ参事会議事録には年市の当日に婦人が黒ではなく派手な彩色のスカートを着てくることに対する罰金のことが記されている。⁽⁷⁵⁾1797年6月の大参事会において、さらに年2回の年市、すなわち9月と2月の年市を開催することが認められる。⁽⁷⁶⁾この大参事会での決定はゲマインデ参事会においても取り上げられている。⁽⁷⁷⁾

トイフェンに関しては1728年に4月、10月および11月の年3回の年市の開催が認められる。⁽⁷⁸⁾この年3回の年市は1730年もしくは1731年から開催され(A. K.; V. H. N.)、家畜市としての性格が強く、1760年の時点で開催場所が確定される。⁽⁷⁹⁾1776年に4月の年市を12月に移動することが認められ、⁽⁸⁰⁾翌

注 (66) Rätchenbuch (Strazzen) im Jahre 1803, GdA Schwellbrunn.

(67) Gemeindegeschichte von Schwellbrunn, S. 83, 129, 367; Manuskript von J. M. Tanner; Die Gemeinde Schwellbrunn; Schmid, a. a. O., S. 77.

(68) 注(57)に同じ。

(69) シュタインマンはこれらの年2回の年市が1726年から開催されたとしているけれども、他に史料の根拠はない。Vgl. KDm I, S. 295.

(70) Rietman, a. a. O., Fol. 51, S. 2; KDm I, S. 355.

(71) GRP 24.-27. 11. 1746 (史料4); W. Schläpfer, a. a. O., S. 125.

(72) RP 17. 3. 1747, GdA Hundwil.

(73) Chronik von Urnäsch, S. 74f.; J. J. Schläpfer, a. a. O., S. 107.

(74) Chronik von Urnäsch, S. 127.

(75) RP 29. 5. 1779, GdA Hundwil; Rietman, Fol. 51, S. 6.

(76) GRP 8. 6. 1797 (史料13); Erlasse betr. Handel, Zoll 1665/1797 (史料14). 但し大参事会議事録では2月の第一火曜日と記載されているけれども、他の史料や文献などと照合して明らかに誤記入である。

(77) RP 3. 7. 1797, GdA Hundwil.

(78) GRP 1. 4. 1728 (史料2); Walser Chronik, S. 742; AJB 1887, S. 105; J. Schefer, Geschichte der Gemeinde Teufen, Teufen 1949, S. 84; KDm II, S. 175.

(79) Gemeindeurkundenprotokoll Bd. I, GdA Teufen, S. 82f.; KDm II, S. 175.

(80) GRP 21.-23. 11. 1776 (史料7)。

翌年の1778年から開催される (A. K.; V. H. N.)。この年市の移動に関しては理由は明らかにされていないけれども、近隣のゲマインデのガイスで1754年以来開催されている4月の家畜市が1779年以後は年市として規模を拡大していること (A. K.)、および前述のように隣接するゲマインデのビューラーの祭市が1777年にその開催を追認されたことと関連があると思われる。1785年に週市が公認され、最初の週市が4月30日の水曜日に開催される。⁽⁸¹⁾この水曜日の週市はその内の毎月1回だけ家畜市として開催されていたと思われる (A. K.; V. H. N.)。さらに1822年に「枝の主日 (Palmsonntag)」⁽⁸²⁾の前の月曜日に年市を開催することが認められ、1824年から開催される (V. H. N.)。

ガイスでは1685年に開催された秋の年市で乱闘騒ぎのあったことが伝えられている。⁽⁸³⁾この秋の年市は祭市の昇格したもので、⁽⁸⁴⁾1723年の時点で開催されている9月の年市を指していると考えられる (A. K.; V. H. N.)。また1709年には11月の年市を開催することが決定されたと伝えられており、これは1723年以降12月に開催されていた年市を指していると考えられる (A. K.; V. H. N.)。しかしながら、この二つの事実はいずれも他の文献や史料では確認することができない。1754年に3月および4月の年市を開催することが認められる。⁽⁸⁵⁾この他に7月の年市が1729年および1754年以降、3月の年市ないしは家畜市が1728年および1729年の両年にわたって開催されたとされているけれども (A. K.; V. H. N.)、他の文献や史料では確認することができない。⁽⁸⁶⁾

シュバイヒェルには長い間固有の市場は存在せず、隣接のゲマインデのトローゲンにおいて毎週月曜日に開催される週市の前日の日曜日の午後に小売り商がシュバイヒェルへやって来て取引をし、ゲマインデの住民のみならず隣接のゲマインデなどからも多くの人間が訪問していた。この非公認の市場の代わりに1804年に9月の年市を開催することが認められる。⁽⁸⁷⁾最初の年市は同年の9月17日に開催される。⁽⁸⁸⁾

トローゲンには麻織業に関連して、1667年に麻織物検査場および麻織物商館が設置される。これをもってトローゲンにおける週市の開催の開始とされている。⁽⁸⁹⁾この週市は前述のように毎週月曜日に開催されていた。また1723年の時点で開催されている10月の年市は祭市の昇格したものであると考えられる (A. K.; V. H. N.)。さらに1806年12月の大参事会において、5月の年市が公認されたと伝えられている。⁽⁹⁰⁾

注 (81) GRP 6.3.1785 (史料8); Turmknopfdokument von 1807 (VII), GdA Teufen, S. 4; Fisch Chronik, Nr. 3, S. 83; KDm II, S. 175.

(82) GRP 21.6.1822 (史料17); Gedächtnis-Schrift von 1844, GdA Teufen, S. 1f.

(83) Walesr Chronik, S. 666.

(84) 注(32)に同じ。

(85) Walser Chronik, S. 712.

(86) GRP 18.-20.4.1754 (史料6); Fisch Chronik, Nr. 1, S. 177.

(87) GRP 19.1.1804 (史料15); Tanner, a. a. O., S. 607; W. Schläpfer, a. a. O., S. 126.

(88) A. Eugster, Geschichte der Gemeinde Speicher, Gais 1947 (以下 Eugster, Speicher と略記), S. 263.

(89) Walser Chronik, S. 641; Schefer, a. a. O., S. 84; W. Bodmer, Textilgewerbe und Textilhandel in Appenzell-Außerrhoden vor 1800, in: AJB 1959, S. 18; KDm II, S. 31.

レーエトーベルに対しては1808年に5月および9月の年市を開催することが認められる。⁽⁹¹⁾ 最初の秋の年市は同年9月30日に開催され、翌1809年から年2回の年市が開催されるけれども、⁽⁹²⁾ 5月の年市は1809年のみ開催されて、1810年以降は3月に移動している (V. H. N.)。

ハイデンは1684年に年市および週市を開催することが認められ、これに従って旧暦の1685年の1月28日水曜日に最初の週市が開催され、1686年にはゲマインデ参事会および学校を兼ねる商館が建設される。⁽⁹³⁾ この週市は1822年12月に開催日を水曜日から月曜日に移動することが認められ、⁽⁹⁴⁾ 翌1823年3月にさらに月曜日から金曜日に移動することが認められる。⁽⁹⁵⁾ 年市については、1722年もしくは1724年以降4月ないしは5月、および9月ないしは10月の年2回の年市の開催を確認することができる (A. K. ; V. H. N.)。この内の一つの年市は17世紀以前の段階で祭市として存続していたものが年市に昇格したもの、もう一つは18世紀に入って1720年代に成立したものと思われる。さらに1843年に年2回の年市、すなわち「枝の主日」の前の金曜日および12月の年市の開催が認められる。⁽⁹⁶⁾⁽⁹⁷⁾

トーベルミュリはハイデンの北東にあるゲマインデのヴォルフハルデンに属する小村であり、誓約同盟の共同支配地の一つであるラインタールに隣接していた。1727年にアッペンツェル地域のヒンターロッヒェンに穀物市場ならびに商館が開設され、翌1728年にかけてこのことが史料に出てくる。⁽⁹⁸⁾ ヒンターロッヒェンは同じくヴォルフハルデンに属する小村で、トーベルミュリの南西に位置する。1727年8月にラインタールはチューリヒの市参事会に対して、ヒンターロッヒェンに市場広場および商館が開設されたために多大の不利益がもたらされ始めていることを訴えて出ている。それによれば数年前にハイデンに市場が開設され、ラインタールから2時間ほどの距離があるにも拘らず不利益をもたらしており、ハイデンよりもさらに近くに位置するヒンターロッヒェンの市場および商館のもたらす影響の大きいことが暗示されている。⁽⁹⁹⁾ さらにこの問題は翌1728年7月に誓約同盟会議に提出され、ラインタールのライネック市側は半時間にも満たない距離にあるヒンターロッヒェンに商館および市場が開設されたために多大な損害がもたらされていることを訴え出ている。⁽¹⁰⁰⁾⁽¹⁰¹⁾

注 (90) Fisch Chronik, Nr. 5, S. 273. しかしながら該当の日付には大参事会が開催されておらず、また大参事会議事録にはそのことを示すような事実は見当たらない。

(91) GRP 17.8.1808 (史料16); Fisch Chronik, Nr. 6, S. 37.

(92) Geschichte der Gemeinde Rehetobel 1669-1969, Herisau 1969, S. 367; W. Schläpfer, a. a. O., S. 126.

(93) Walser Chronik, S. 666; Monatsblatt für Heiden, Kantonsbibliothek Trogen, S. 9 (但しこの資料は最初の週市の開催の日付を1685年1月1日としているけれども、旧暦の1685年1月1日は木曜日であり週市の開催曜日の水曜日とは一致しない。); G. Rüsch, Heiden und seine Molkenkuranstalt im Freihof. 2. Aufl., Trogen 1854, S. 6; KDm III, S. 156.

(94) GRP 2.12.1822 (史料18).

(95) GRP 5.3.1823 (史料19).

(96) Staatsarchiv des Kantons Zürich (以下 StAZ と略記), A347.6, 24.8.1727.

(97) GRP 29.11.1843 (史料22).

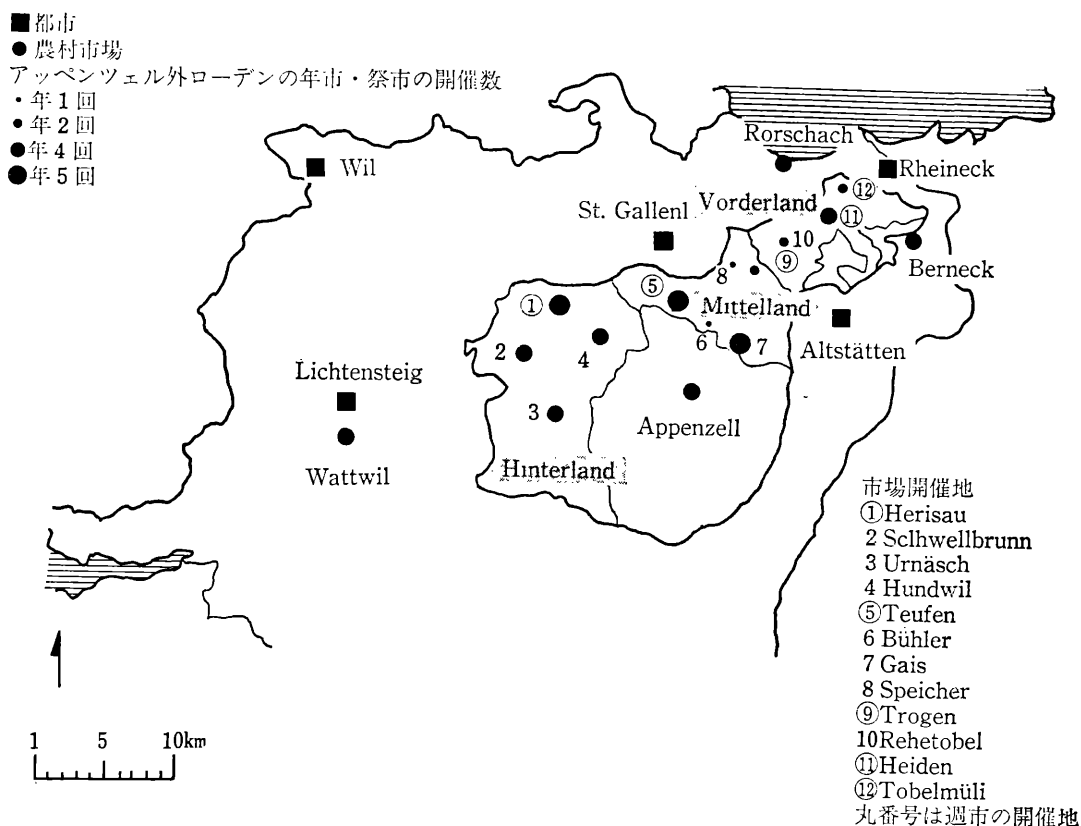
(98) KDm III, S. 266.

(99) StAZ, Katalogue 102, Blause Register, S. 758, 1727, 1728; A347.6, 7.9.1727.

(100) 注(96)に同じ。

(101) StAZ, BVIII 182, Eidgenössische Abschiede 1728-1729, 5.7.1728.

図 1 1850年までのアッペンツェル外ローデンおよび隣接地域の市場開催地



このヒンターローデンはトーベルミュリを指していると考えられる。というのも以下の事実があるからである。1727年11月3日にトーベルミュリの商館に関する市場規則の草案が提出され、翌4日(102)に大参事会によってこの草案は認可される。そして同月13日の大参事会において、この市場規則は公認される。さらに翌年4月の大参事会において年2回の年市の開催が公認されている。なお商館の開設に関連して毎週月曜日の週市の開催も認められたと考えられる。年2回の年市は5月および10月に、1730年もしくは1731年から開催され、5月の年市は1735年まで、10月の年市は1769年までそれぞれ開催されていたと考えられる(A. K.; V. H. N.)。

以上の検討結果を図示した図1を見ると、この地域では2ないし6 kmの間隔を置いて農村市場が成立しており、チューリヒ、ベルン、ルツェルンといったスイスの他の地域の場合には農村市場相互間の距離が4ないし10 kmであることと比べてみて、農村市場相互間の密度がかなり大きいことが分かる。

注(102) Project betreffend die Marcktsordnung in der Tobel Mülli, in: Handel 17./18. Jh., KtA, AA, 46.2.

(103) GRP 13.11.1727 (史料1)。

(104) GRP 1.4.1728 (史料3); Walser Chronik, S. 742; KDm III, S. 266.

(105) Peyer, Die Märkte~, S. 258.

2.2 農村市場の実態

年市や週市などが開催されても市場開催場所として市場広場が設置されることはあまりなく、畑や牧草地などが市場開催場所として利用されることが多かった。

シュヴェルブルンは1794年に公認された年市が最終的にはツェーベルビューラー(H. U. Zuberbühler)⁽¹⁰⁶⁾の牧草地で開催されている。シュパイヒェル⁽¹⁰⁷⁾では1804年に公認された年市の開催場所として、初めの10年間はやはり牧草地が利用されていた。トイフェン⁽¹⁰⁸⁾では1785年から開催されていた月市の家畜市が、1824年以降はクング(H. J. Kung)⁽¹⁰⁹⁾の畑において専ら開催されるようになる。

また市場開催場所が一か所に定まらない場合もあった。

ヘリザウでは1562年から1712年まで、キルヒェンアッカーおよびトールアッカーと呼ばれる土地が交互に年市の開催場所として利用されていた。シュヴェルブルンでは年市の開催場所をめぐる、ゲマインデ住民の間に中心部を主張する住民とヘリザウに近い周縁部を主張する住民の間に対立があり、そのため当初は両方の場所で開催されていた。⁽¹¹⁰⁾

さらに市場開催場所を常時にわたって確保することはゲマインデにとっては大きな負担になっていた。

そのために、ヘリザウのように早くから市場における取引が展開したゲマインデの場合でも、ゲマインデは個人に対して土地を売却し、その際に以後市場開催場所として利用させることを購入者に義務づけることによって、市場開催場所としての利用権を留保するという形を取った。ヘリザウでは1562年にシュトリッカー(H. Stricker)なる人物がキルヒェンアッカーの土地を購入し、その際に彼はゲマインデに対して、子孫代々にわたってこの土地に建物を建てることなく、これまでと同様に年市が開催されることを誓約している。さらに1712年にはブライシング(J. Breissing)なる人物がこの土地の所有者として、自分と自分の法的権利の相続者に対してこの土地を家畜市のために利用させる義務を引き継いでいる。⁽¹¹¹⁾

他のゲマインデの場合には、畑や牧草地などの個人の所有地を市場開催場所として利用する権利を買い取り、後になって初めてその土地の所有権を買い取るという形を取った。

1760年にトイフェンはツェーベルビューラー(H. K. Zuberbühler)なる人物との間に、牧師館の前の道路上の土地に関する売買契約書を取り交わしている。その内容は以下の通りである。まず第一にツェーベルビューラーはゲマインデに対して、彼の土地において毎年3回の年市ないしは家畜市を開催する権利を与え、その結果年市において家畜を売買できるようにすること。第二に彼はこの土地に自分の費用で杭を打ち込み、垣で囲み、一方ゲマインデ側は垣の内側に柱を立てて、板をめぐ

注(106) Gemeindegeschichte von Schwellbrunn, Bd. I, S. 83.

(107) Eugster, Speicher, S. 263.

(108) Gemeindeurkundenprotokoll, Bd. I, S. 154; Gedächtnis-Schrift von 1844, S. 2.

(109) KDM I, S. 138f.

(110) 注(106)に同じ。

(111) 注(54)に同じ。

らすこと。第三にこの土地の上に彼は家屋などの建物を建築しないこと。なお売却代金は 140 グルデンであった。⁽¹¹²⁾

また1824年に前述のトイフェンのクングはゲマインデとの間に家畜市に関する約定を取り交わしている。それによれば、クングはゲマインデに対して彼の畑を家畜市のために専ら利用する権利を認め、家畜市は10月初めから「枝の主日」までの期間に開催されることになっている。ゲマインデはこの家畜市を開催する権利を27グルデンで買い取っている。ゲマインデは1840年に至って初めてこの土地の所有権を買い取っている。⁽¹¹³⁾

以上のことから分かるように、年市や週市などが開催されるようになっても市場広場が設置されることはあまりなかった。従って農村市場の多くは市場村落に過ぎないのであって、市場広場が設置されるようになって初めて市場町 (Flecken) と呼ばれるようになったとすることができる。1793年にシュヴェルプルンは年市を公認してもらうように提議した際の一つの条件として、新たに年市が開催されることによって隣接の他の市場町に損害をもたらさないことをゲマインデ側から申し出ている。⁽¹¹⁴⁾ この隣接の市場町は明らかにヘリザウを指している。

市場を開催するという事は、当のゲマインデのみならず広くラントや隣接地域の農民などにとって経済的意味を有していた以上に、種々の社会的意味を有していた。

前述のように市場開催日はランツゲマインデの当日と並んで、多くの人に宿屋や居酒屋などに集まって飲食する機会を与えた。

また、「市場開催日には 成年男女共マントもしくはスカート 着用の正装で来なければならない」という内容の公告が17世紀を通じて布告されており、これに対して前述のようにフントヴィルで婦人が派手な彩色のスカートを着てくることが問題として取り上げられていることは、市場開催日に踊りの輪が形成されていたことを示していると思われる。

さらに17世紀および18世紀を通じて、外来者特に乞食や漂泊の民が数多く宿泊しており、こうした外来者が市場開催日やその前後には特に多く集まっていたと思われる。「外来およびラントの乞食が宿屋に宿泊することは禁止する」という内容の公告が17世紀に布告されている。⁽¹¹⁵⁾ 1795年に布告された公告はさらに詳細に以下のような規定を含んでいる。「外来の乞食、特に若い屈強な不精者は排除されるべきこと。」「彼らに宿泊を提供した者は処罰されるべきこと。」「外来の未知の人間は一晚以上泊ってはならないこと。」「それ以上の宿泊を希望する場合にはそれぞれのゲマインデのハウプトマンに告げるべきこと。」「しかしながらジプシーはすべての場所から追放されるべきこと。」⁽¹¹⁶⁾

このように市場開催日には外来者も交えて多くの人が集まるために、暴力事件が見られることもあった。前述のようにガイスでは1685年の秋の年市の際に乱闘騒ぎのあったことが伝えられている。

注(112) Gemeindeurkundenprotokoll, Bd. I, S. 82f.

(113) 注(108)に同じ。

(114) GRP 21.-23. 11. 1793 (史料10)。

(115) Frühjahrs-Mandate 1616, 1628.

(116) Frühjahrs-Mandat 1795.

シュヴェルブルンに関しては、1803年にシュヴィッツァー (H. U. Schwitzer) なる人物が年市の当日の夜に起こした暴力事件のことが報告されている。⁽¹¹⁷⁾

このような暴力事件を未然に防いだり外来者を監視するために、市場開催日やその前後には警備や夜間の巡回が行われた。1728年にトイフェンに対して年市が公認された際の条件として、年市の開催日には警備をすること、および二ないし三晩の間夜間の巡回をすること、この二点を大参事会⁽¹¹⁸⁾はゲマインデに対して義務付けている。

2.3 農村市場の構造

こうした農村市場はどのような構造を有していたのであろうか？ ここでは市場での取り扱い商品、市場圏および市場運営をめぐる問題を明らかにしてみよう。

市場取引料を取り扱い商品毎に定めたり、市場運営に伴う種々の規則を盛り込んだものが市場規則と呼ばれるものである。1793年にシュヴェルブルンが大参事会に対して年市の公認を提議した際に、「争う余地のない (ohnklagbar)」市場規則の導入をゲマインデ側から公認の前提条件として申し出ている。このことから分かるように市場制度の確立を示すのが市場規則である。この地域で最も古い市場規則は1670年のヘリザウのものであり、さらにヘリザウに関してはその後⁽¹¹⁹⁾1674年、⁽¹²⁰⁾1804年、⁽¹²¹⁾1825年および⁽¹²²⁾1830年と市場規則が公にされているけれども、文献に再録されているだけでいずれも史料としては残っていない。史料として残っているものは表2として掲げた⁽¹²³⁾1727年のトーベルミュリの週市に関するもの、⁽¹²⁴⁾1785年のトイフェンの週市、月市、年市に関するもの、および表3として掲げた⁽¹²⁵⁾1850年のヘリザウのものである。この中でトーベルミュリのものが史料として残っているものとしては最古のものである。またトイフェンのものは元来は読み上げられて公布されたものであるけれども、後世になって初めて文書化されたものである。1850年のヘリザウのものは、この地域で1850年までの時期において公にされた市場規則の中では最も詳細な内容を備えている。

表2に示されているように、取り扱い商品として挙げることのできるものは穀物、塩、乳製品といった食料品の他には、手工業の原材料および製品、特に織物業の材料および製品である。また年市と週市の間には取り扱い商品に関してほとんど差異はない。但し年市の場合には家畜市と呼ばれることが多かったことから分かるように、特に牛、羊、山羊、豚といった家畜が多く取引された。

注(117) 注(66)に同じ。

(118) GRP 1.4.1728 (史料2)。

(119) 注(114)に同じ。

(120) Rotach, a. a. O., S. 560.

(121) Ebda., S. 510.

(122) Eugster, Herisau, S. 375.

(123) Rotach, a. a. O., S. 512f.

(124) 注(102)に同じ。

(125) Gemeindeurkundenprotokoll, Bd. I, S. 98-100.

(126) GRP 17.7.1850, KtA, Neues Archiv, B. 2.8, S. 45-49.

表 2 トーベルミュリの週市の市場規制

取り扱い商品	単 位	市場取引料 (屋台・保管代金)	
		Batzen	Kreuzer
小麦	1 袋または 1 Malter		3
豆, えんどう豆, 大麦, ライ麦	1 Malter		3
オート麦	1 袋		1.5
塩	1 樽	2	
打紡糸	10 Bushel	1	
バター, チーズ	1 Maß	1	2
(商館外の量り売り)	1 Maß		3
塩, 小麦 (商館で販売)	手押し車 1 台と屋台 1 台	1	1
	手押し車 1 台		3
バター, チーズ (計量代金)	1 Maß	1	
	1 Maß 未満 1 個につき		1
<小売り商>			
布の販売	屋台 1 台	1	1
雑貨	屋台 1 台		3
パン	屋台 1 台		3
陶工	屋台所有		3
ろうそく製造業者	屋台所有	1	
帽子製造業者		1	
<木材加工業>			
樽	1 樽		2
桶	屋台所有, 1 桶		3
厚・薄板	10枚		2
床板	10枚	1	
輪	1 束		1

(典拠) Project betreffend die Marcktsordnung in der Tobel Müllly, in: Handel 17./18. Jh., KtA, AA, 46.2より作成。

表 3 ヘリザウの市場規制

第 1 条 毎週金曜日に週市を開催すること。同時に家畜市も開催すること。 市場の開催時刻は、2 月末から秋の年市までは午前 8 時、秋の年市から 2 月末までは午前 9 時とする。 この時刻よりも前に、果物、野菜、じゃがいも、穀物、バター、チーズなどの食料品を、路地においてであろうと市場広場においてであろうと、売買する者は 1 Gulden の罰金に処す。その罰金のうちの半額は告発者に帰属するものとする。 第 2 条 秤や物差しを使用する者は、4 年毎に指定の専門家に検査をしてもらうこと。通常のカントンの記号および年号の入っていないものや、4 年以上検査されていないものは許可されない。それらのものを使用した場合には、2 ないし 5 Gulden の罰金に処す。 第 3 条 市場役人は小売り商人 (Grempler) などの市場訪問者による食料品の買い占めを未然に防ぐために、以下の規定を守らせるように厳重に注意すること。 (a) 食料品を市場で購買して、それを同じ日に再び販売することは禁止。 (b) 小売り商人は固有の場所を指定される。また他の食料品の販売者に自分の品物を販売することは禁止。 (c) 小売り商人は公衆のための市場が 1 時間経過するまでは購買してはならない。また何人もあまりに多くの量の食料品を購入してはならない。 第 4 条 何人も食料品の販売者との商議の間に、高値入札によって他の者を購買から排除した場合には 1 Gulden の罰金。 第 5 条 腐敗していたり、熟していない穀物 (食料品) を市場やその他の場所で販売する者は、それらの品物を没収され、2 ないし 5 Gulden の罰金。
--

- 第6条 市場役人は最低半 Zentner (25kg) 以上の重量を有する品物を全く一人で計量すること。量り代金 (Wägerlohn) として、50ポンド (25kg) までは1 Kreuzer, 50—100 ポンド (25—50kg) は2 Kreuzer, 100—150ポンド (50—75kg) は3 Kreuzer, 150—200ポンド (75—100kg) は4 Kreuzer, それ以上は重量に比例してそれ以上の量り代金を徴収すること。また貨物1個につき4 Kreuzer の計り代金 (Messerlohn) を徴収すること。量り代金は販売者のみが、計り代金は購買者と販売者が共同で負担すること。量る場合にはゲマインデ所属の秤を、計る場合にはゲマインデ所属の物差しを使用すること。
- 第7条 市場役人は、果物が Obstmarkt 以外の市場広場や路地で販売されて市場広場の空間が狭められたり、路地を自由に通行することが妨げられたりすることのないように、また同様に家畜は指定された市場広場においてのみ販売されるように配慮する義務を有する。
- 第8条 市場を訪問する小売り商 (Krämer) は割り当てられた場所で商品を陳列し、市場委員会によって定められた場所代 (Stand-oder Platzgeld) を支払うこと。この場所代は年市の際には通常の2倍となる。また場所代は(a)屋台ないしは小屋掛けの店の広さ、(b)場所の良し悪し、(c)屋台が保管される場所に応じて決められる。
- 第9条 市場委員会に通知して許可を受けることなしに屋台を広げることは厳禁。
- 第10条 小屋掛けの店ないしは屋台を、ゲマインデに割り当てられた建物に保管してもらう者は、毎年8月に市場委員会によって定められた料金を前払いしなければならない。
- 第11条 市場開催期間中に、長い材木や汚水を積んで市場広場を馬車で通過することは厳禁。
- 第12条 商館内で商品を売買することは3 Gulden, 煙草を吸うことは1 Gulden の罰金。
- 第13条 商品を計量所 (Waghaus) に保管することを望む者は以下の保管料を支払うこと。
 (a) 液体については、1 Eimer につき1 Kreuzer,
 (b) 乾燥商品については、1 Zentner につき1 Kreuzer,
 (c) 空の箱や樽については、2 Kreuzer, 但し4 Eimer 以上入るものについては4 Kreuzer,
 蒸留した液体については、正確に申告した上で、1 Eimer につき2 Kreuzer 支払うこと。
 但し以上の商品については、14日以上保管する場合には2倍、その後は毎月同額の保管料を支払うこと。
 計量所管理当局は起こり得る火災による損害に対して、商品の価値が引渡しの際に表示されている場合にのみ保障する。
- 第14条 計量所で計量される品物については以下の計量代金 (Waggeld) を定める。
 商人の品物は1 Zentner につき2 Kreuzer。子牛は1 Zentner 未満4 Kreuzer, 1—2 Zentner 8 Kreuzer, 2 Zentner 以上10 Kreuzer。バターに関しては1—2ポンド1 Pfennig, 2—4ポンド2 Pfennig, 4—6ポンド3 Pfennig, 6—8ポンド1 Kreuzer, 8—20ポンド1.5 Kreuzer, 20—40ポンド2 Kreuzer, 40—70ポンド3 Kreuzer, 70—100ポンド4 Kreuzer, 100ポンド以上6 Kreuzer。
 なお計量所での計量は緊急の場合を除いて、平日の日中に行われること。
- 第15条 計量所に品物を引き渡す者は内容を正確に表示すること。
- 第16条 所有者不明のまま商品が計量所に1年置いておかれる場合には、計量所役人 (Wagmeister) は市場委員会にその旨知らせ、市場委員会は所有者を捜すために必要な処置を取ること、所有者を捜しだすことができなかった場合には売却処分すること。

(典拠) Grossratsprotokoll vom 17. Juli 1850, KtA, Neues Archiv, B. 2.8, S. 45-49.

表4 1850年までのアッペンツェル外ローデンの農村市場の年市の開催月と開催数

年市の開催月	2月	3月	4月	5月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年市の開催数	3	4	6	2	1	2	4	8	2	4

表4から分かるように、この地域の年市は4月と10月を中心に春と秋に数多く開催されていた。これは冬期の飼料不足のために農民が秋の年市で家畜を売り、春の年市で買い戻すことによる⁽¹²⁷⁾。このため各農民の購買力という点からみると週市よりも年市の方がはるかに大きい。トイフェンヤヘリザウの市場規則によれば、年市の場合の市場取引料は週市の場合の2倍であり、このことは年市の方が週市に比べて訪問者が多く、しかも各農民の購買力の大きいことを示している。年市の開催に

注(127) W. Schläpfer, a. a. O., S. 18.

対する農民やゲマインデの関心の強さの理由はここにある。

前述のように農民、手工業者、小売り商などがラント内のみならず隣接地域の市場を頻繁に訪問していたことから推測されるように、隣接地域から漂泊の民などよりもはるかに多くの農民、手工業者、小売り商などがラント内の各農村市場を頻繁に訪問していた。レーエトーベルのような比較的小さなゲマインデの年市の場合でも、市場開催日に屋台などを利用して販売する者の出身地は近隣の小村やラント内のゲマインデのみならず、ザンクト・ガレンをはじめとした隣接地域の諸都市や農村市場、そしてチューリヒなどのスイスの他の地域、さらには遠くドイツ南西部やオーストリ

表 5 レーエトーベルの年市の市場取引料⁽¹⁾

開催年	春の年市		秋の年市		年間総額	
1829年	28fl.	54kr.	23fl.	10kr.	52fl.	4kr.
1830	29	52	30	2	59	54
1831	26	48	24	6	50	54
1832	24	51	14	14	39	5
1833	24	54	20	57	45	41
1834	25	4	26	16	51	20
1835	27	48	27	53	55	41
1836	24	22	24	25	48	47
1837	25	9	19	9	44	18
1838	27	8	20	27	47	35
1839	15	34	19	3	34	37
1840	20	15	18	52	39	7
1841	20	12	26 ⁽²⁾		46	12
1842	14	6	23	12	37	18
1843	22	8	17		39	8
1844	11	24	12	14	23	38
1845	6	50	9	26	16	16
1846	10	40	3	32	14	12
1847	7	44	4	29	12	13
1848	記載なし		記載なし		15	38
1849	6	50	8	8	14	58
1850	7	52	5	28	13	20
1851	6	46	11	58	18	44
1852	11	54	15	42	27	36
1853 ⁽³⁾	23Fr.	96Rp.	21Fr.	50Rp.	45Fr.	46Rp.
1854	19	97	38	60	58	57
1855	25	68	36	80	62	48
1856	22	10	31	40	53	50
1857	24	90	42	52	67	42
1858	38	48	37	80	76	28
1859	37	38	55	40	92	78

〔典拠〕 Jahrmarktbuch 1829—1859, GdA Rehetobel より作成。

注(1) 但し手数料 1 fl. ないしは 3 fl. 24 kr. (1853年以後は 4 Fr. 60 Rp. ないしは 4 Fr. 62 Rp.) が差し引かれた数字である。なお換算比率は、1 fl.=60 Kreuzer (1853年以後は 1 Fr.=100 Rp.)。

(2) 手数料が差し引かれていない。

(3) 1853年以後は1851年の新貨幣体系 (1 fl.=2 Fr. 12 Rp.) による。

ア西部にまで及んでいる。⁽¹²⁸⁾ 同レーエトーベルの年市の開催日の設定に関して西部オーストリアのドルンビルの年市の開催日との関連が問題にされている⁽¹²⁹⁾ということも、農村市場の市場圏の広さを示している。

開催された市場の運営に当たるのが市場役人 (Marktmeister) である。シュヴェルブルンのような比較的小さなゲマインデにおいても、1803年にアルダー (J. F. Alder) なる人物が市場役人として挙げられている。⁽¹³⁰⁾ 年市や週市などにおいては屋台ないしは仮小屋で商品を並べて販売する形を取る。またレーエトーベルの年市の場合に見られるように、屋台ないしは仮小屋を数人で共同利用することも稀ではなかった。⁽¹³¹⁾ この屋台などはゲマインデの費用で設置され、屋台代金などとして市場取引料を市場役人が徴収する。表5に示されているようにゲマインデには市場取引料としてかなりの⁽¹³²⁾収入が得られたのであって、市場開催の公認を求めるゲマインデの最大の関心は何よりもここにあった。

こうした市場運営に関する規則について、主としてヘリザウの市場規則を基にして確かめてみよう。

まず、市場開催時間の厳守や商品別の販売場所の指定といった時間的・空間的制限が行われている。これと関連して売買が円滑に行われるように、市場開催時間内における販売場所の確保のための種々の方策が取られている。また、販売商品の質的水準の確保や度量衡に対する厳重な監視といった商品に関する規定は実に詳細である。特に市場監督者 (Marktaufseher) とか計量所役人 (Wagmeister) と呼ばれる、計量や度量衡の監視を専門的に行う役人が任命されている。これはゲマインデ当局にとって最大の関心の対象である市場取引料が商品別に重量や容積に応じて徴収されていたためである。さらに、買い占めや高値入札を厳重に取り締まるという強い姿勢が見られたり、市場運営の決定権を握る市場委員会 (Marktkommission) という組織が設置されている。

3 領域政策との関連

ベルンやチューリヒなどの都市邦の場合には、これらの領域形成を成し遂げた有力都市が近世に入ると農村市場を都市と農村の中間段階として積極的に領域支配の手段として位置付けるという政策をかなり明確に打ち出すようになる。これに対して農村邦の場合には個々の共同体が自律的に農

注(128) Jahrmarktbuch 1829-1859, GdA Rehetobel.

(129) 注(91)に同じ。

(130) 注(66)に同じ。

(131) 注(128)に同じ。

(132) なおシュバイヒェルの場合には、1804年に公認された年市における屋台の設置のためにゲマインデは125グルデンの費用を要し、その他に年間平均25ないし30グルデンの費用を要した。これに対してゲマインデは屋台代金として年間平均20ないし40グルデンの収入が得られたとされている。 Vgl. Tanner, a. a. O., S. 607.

村市場を成立させるので、明確な形で領域政策は示されることはなかったとされている。⁽¹³³⁾しかしながら少なくともアッペンツェル外ローデン地域に関する限り、市場制度に表れた限りで領域内の経済運営に対する姿勢を読み取ることは可能である。ここでは市場開催地の設定、市場開催日の設定、および市場の公認といったことに着目して、領域政策との関連という観点から市場制度をめぐる問題を整理してみよう。

3.1 市場開催地の設定

18世紀中葉までに公認された農村市場の多くは隣接地域の都市ないしは農村市場に対抗するという意義を有していた。というのも、隣接地域の都市や農村市場のごく近隣に位置するゲマインデや小村に市場を開設することによって、市場開設に伴う利益の一部を取得することができたからである。この点に関しては、それぞれのゲマインデないしは小村と大参事会の利害は一致していた。

すなわちトイフェンはザンクト・ガレン、トーベルミュリはライネック、ガイスはアッペンツェルにそれぞれ対抗して、市場開設による利益の一部をラント側が納めるという意義を有していた。このうち特に明白なのはトーベルミュリの年市の場合である。前述のようにトーベルミュリで市場が開催されたことにより、隣接のライネック市との間で紛争が生じている。また1728年に年市が公認された際に、ライネック市における穀物に対する市場取引料に関して、ドイツ人などの訪問者に⁽¹³⁴⁾比べてラントからの訪問者が高額の取引料を徴収されていることが報告されている。これらのことは、西南ドイツ方面からボーデン湖岸のロールシャッハを経由して輸入された穀物がライネック市において幅広く取引されていたこと、そしてトーベルミュリに市場を開設することによって、この穀物取引に伴う利益の一部をラント側が取得しようとしていたことを示している。

これに対して18世紀末から19世紀初頭にかけて公認された農村市場の多くはラント内の既存の農村市場のごく近隣に位置する。既存の農村市場の利害を代表していたのが大参事会であったために、ゲマインデと大参事会の利害は必ずしも一致しなかった。大参事会は既存の農村市場の利害に対して十分な配慮を払って、ゲマインデ側のたび重なる強い要求にも拘らず公認を遅らせたり、公認に際しては既存の農村市場の利害を損なわないようにといった前提条件を付けたりした。

ビューラーはトイフェンとガイスの中間に位置するゲマインデであり、前述のように1746年には禁止の措置も受けている祭市は1777年になって初めて大参事会によって追認される。同様に、シュバイヒェルはトローゲンのごく近隣に位置するゲマインデであり、長く非公認で開催されていた日曜日の午後の市が年市の形をとって昇格するのは1804年のことである。さらに、前述のように1793年にシュヴェルブルンの年市が公認される際には、ごく近隣の市場町ヘリザウの利害を損なわないことが前提条件とされている。

注(133) Peyer, Die Märkte~, S. 251ff.

(134) GRP 1.4.1728 (史料3)

3.2 市場開催日の設定

週市の開催曜日は表6に示すように、ラント内の各農村市場の週市の開催曜日は隣接地域のごく近隣の都市や農村市場の週市の開催曜日との重複をできる限り避けて、同一曜日に市場を開催した場合に生ずる利益の損失を防ぐように調整されている。それだけではなく、ごく近隣の都市や農村市場の週市の開催曜日の前に意識的に設定することによって市場開催に伴う利益の独占を図る場合もあった。ヘリザウの場合には、金曜日の午後から始まるザンクト・ガレンの二日間にわたる週市が開催される前の金曜日の午前中に週市を開催することによって、市場開催に伴う利益の一部の独占を図っている。

(135)
さらに年市の開催日は隣接地域の都市や農村市場の市場開催日の前後、特に前に意識的に設定さ

表 6 年市および週市の開催曜日⁽¹⁾

アッペンツェル外ローデン			隣 接 地 域		
市場開催地	週 市	年 市	市場開催地	週 市	年 市
Herisau	金曜日	金曜日*	Wil	火曜日 ⁽²⁾	火曜日*
Schwellbrunn		火曜日*	Lichtensteig	月曜日 ⁽³⁾	月曜日
Urnäsch		月曜日*	Wattwil		水曜日
Hundwil		火曜日*	Gossau	水曜日 ⁽⁴⁾	月曜日*
Teufen	水曜日	月曜日	St. Gallen	金・土曜日 ⁽⁵⁾	土曜日
Gais		水曜日*	Appenzell	水曜日 ⁽⁶⁾	水曜日*
Speicher		月曜日	Rheineck	水曜日 ⁽⁷⁾	水曜日*
Trogen	月曜日	月曜日	Berneck		火曜日*
Rehetobel		金曜日	Altstätten	木曜日 ⁽⁸⁾	木曜日*
Heiden	金曜日	金曜日	Rorschach	木曜日 ⁽⁹⁾	木曜日*
Tobelmüli	月曜日	月曜日			

(典拠) 年市については Appenzeller Kalender, Trogen 1772-1800より作成。アッペンツェル外ローデンの週市については本文を参照。隣接地域の週市については下記に注記する。

注(1) 年市の開催曜日に*を付したものはそれぞれ複数の年市開催曜日が記されている中で、最も多い曜日であることを示す。

(2) E. Wild, Verfassungsgeschichte der Stadt Wil, Wil 1904, S. 226.

(3) H. Edelmann, Lichtensteig, Lichtensteig 1944, S. 13.

(4) P. Staerkle, Geschichte von Goßau, Goßau 1961, S. 218.

(5) O. Scheitlin, Das st. gallische Zunftwesen von den Anfängen bis zum Ende des 16. Jahrhunderts, Flawil 1937, S. 183.

(6) S. Gmünder, Die ländlichen Märkte der Ostschweiz im Spannungsfeld zwischen Kloster und Stadt St. Gallen (Seminararbeit bei H. C. Peyer an der Universität Zürich), 1979 Rorschach, Tabelle.

(7) G. Niederer, Entstehung und Geschichte der Stadt Rheineck. Bd. 2, Rheineck 1975, S. 511.

(8) P. Blätter, Altstätten, St. Gallen 1922, S. 49f.

(9) J. Keller, Kornhaus und Kornmarkt in Rorschach, Frauenfeld 1925, S. 5.

注(135) 年市の市場開催日は公認の時点で固定されてしまうのではなく、以後かなり流動的に移動している。ところが、こうした開催日の移動は史料にはほとんど表れることがない。各農村市場の年市に関して開催日の変化を時間的に追っていくことのできる唯一の資料が、農事暦の「アッペンツェル暦」である。紙幅の関係で省略するけれども、新たに年市が公認されたり、いずれかの農村市場の年市の開催日の移動が行われた時点毎に、開催日を整理することができる。

れていることが多い。年市の開催は春と秋の限られた期間内に集中するために、このように隣接地域の市場開催日の前に設定することによって大きな購買力を引き付けることができたのである。ガイスの12月の年市は1777年までは隣接するアッペンツェルおよびアルトシュテッテンの前日もしくは前々日にそれぞれ設定されていた。

このような隣接地域の都市や農村市場との関係においては、ゲマインデないしは小村と大参事会の利害は一致しており、当該ゲマインデや小村が大参事会に市場開催日の設定に関する要求を提議し、これを大参事会が認めるという形をとった。

これに対してラント内の農村市場の市場開催日の設定に関しては、大参事会がかなり意識的に関与することによって、ラント内の農村市場相互間の利害の調整が図られている。

例えばシュヴェルブルンの場合、1792年に初めて年市の公認を提議した際には秋、12月の聖ニコラウスの祝日、2月の聖燭祭および春といったように既存の農村市場の市場開催日とかなり重なることの多い開催日を要求しているけれども、最終的に認められたのはそれぞれ8月の聖クララの祝日の8日後、10月の聖ガルス(136)の祝日後の火曜日、聖燭祭の14日後および4月のランツゲマインデ後の火曜日である。またレーエトーベルの場合、1808年8月の大参事会において当初は5月の第一金曜日に年市を開催することが認められていたにも拘らず、最終的に9月の段階で公告された際には5月の最終金曜日(137)に変更されている。このことも同様に5月の第一金曜日が既存の農村市場の年市の開催日と接近していたためであると思われる。これらのことは大参事会が既存の農村市場の利害を損なわないようにラント内の農村市場相互間の市場開催日の調整を図っていることを示している。

ラント内の年市と週市の開催曜日は表6に示すように、同一農村市場については同一曜日に設定されていることが多い。(138)こうすることによってラント内の農村市場相互間の利害対立ができる限り避けられている。また、18世紀以降公認された年市の開催日は既存の農村市場の開催日とできる限り重複しないように調整されている。トイフェン、トーベルミュリ(1731年)、フントヴィル(1795年および1800年)、ガイス(139)(1754年)、シュヴェルブルン(1796年)に関して、それぞれの年市の開催日は既存の農村市場の年市の開催日とは離れている。19世紀に入っても、シュパイヒェル(1804年)、レーエトーベル(1808年)に関して、それぞれの年市の開催日は他の農村市場の年市の開催日とは離れている。さらに1776年にトイフェンの4月の年市を12月に移動することが公認された時点で、(140)

注(136) 注(60)、(62)、(65)に同じ。

(137) 注(91)に同じ。

(138) 隣接地域についても、18世紀以降に関する限り同一の農村市場の年市と週市の開催曜日の重複していることが多い。あくまでも推測の域を出ないけれども、ごく近隣の都市ないしは農村市場の週市の開催曜日とできる限り重複しない曜日に、まず年市が開催され、その上でかなり市場取引が活発に展開されるようになって初めて、年市の開催曜日に合わせて週市も開催されるようになったと考えられる。

(139) 大参事会議事録によれば3月および4月の第一水曜日であるけれども「アッペンツェル暦」によればそれぞれの月の第一火曜日である。

(140) 大参事会議事録によれば12月12日であるけれども「アッペンツェル暦」によれば聖ニコラウスの祝日の後の月曜日である。

従来までのガイスの12月の年市の開催日がクリスマスの後に設定されている。

3.3 市場の公認

年市や週市の開催を公認する際には、大参事会は当該ゲマインデや小村に対して種々の条件を付けることによってラント内の市場制度の確立に積極的に努めている。

前述のように、大参事会は1728年にトイフェンの年市を公認する際に市場開催日やその前後の警備や夜間の巡回を当該ゲマインデに対して義務付けている。また同様に、1797年のシュヴェルブルンの年市の公認に関しては市場規制の導入が前提条件になっている。

市場の公認は大参事会において各ゲマインデのハウプトマンがゲマインデの名において提議し、それが大参事会によって受け入れられるという形を取った。ところが大参事会による公認を経ないで非公認市場ないしは未公認市場として開催されることも多かった。

全体的には18世紀に実に多くの市場が開催されているけれども、19世紀に入っても市場が新たに開催されている。また17世紀以前の市場はすべて大参事会による公認を経ていないのに対して、18世紀に入ると公認という形を取る市場が多くなり、19世紀にはすべての市場が公認という形を取るようになる。18世紀以前の段階の、これらの公認を経ていない市場を非公認市場と呼ぶことができる。これに対して、ビューラーの祭市とシュパイヒェルの日曜日の午後の市はそれぞれ1777年および1804年に至って初めて祭市や年市として公認されたので、公認に至るまでは未公認市場として開催されていたとすることができる。

年市と並んで週市も開催しているのはヘリザウ、トイフェン、トローゲン、ハイデンおよびトーベルミュリだけであり、その他のゲマインデはすべて年市だけを開催しているに過ぎない。このように各ゲマインデや小村にとっては何よりもまず年市を開催することが最大の関心事であり、年市開催よりも大きな経済的利益の得られる週市開催は特定のゲマインデや小村に独占されていた。

特にヘリザウ、トローゲンおよびハイデンでは17世紀以前の段階で週市が開催されている。さらに19世紀に入ると、トイフェン、シュパイヒェルおよびレーエトーベルを除いて新たな市場開催は公認されず、これら三つのゲマインデの年市や月市の開催および週市の開催日の移動が公認されることが多くなる。しかも大参事会の構成員の最上位に位置する歴代のラントアムマンの中で、これら三つのゲマインデを出身ゲマインデとする者が圧倒的に多い。⁽¹⁴¹⁾これに対してウルネッシュ、フントヴィル、トイフェンおよびガイスの各ゲマインデでは、17世紀以前の段階で祭市や年市が開催されていたにも拘らず、18世紀に入ってからトイフェンを除いて週市が開催されることなく、しかもほとんどすべての年市の開催と週市の開催は公認という形を取っている。すなわちヘリザウ、トローゲンおよびハイデンの年市や週市が18世紀以降も大参事会の公認を経ない形で継続して開催されているのに対して、ウルネッシュ、フントヴィル、トイフェンおよびガイスの年市や週市は18世紀以降の段階で改めて大参事会による公認を経て開催されるという形をとっている。

注(141) Die Landammänner von 1597 bis 1972, in: Appenzeller Geschichte. Bd. II, S. 653-656.

これらのことから、別の機会に各農村市場の規模を明らかにした上で初めて結論を出すことができると言わざるを得ないけれども、18世紀以降19世紀中葉に至るまで、ヘリザウ、トローゲンおよびハイデンの三つのゲマインデが、市場制度に現れた限りで領域内の経済運営において優位を占めていたとある程度まで推測することができる。

結 語

最後に序において提示した課題に対する検討結果をまとめてみよう。

第一に農村市場相互間の対抗と補完の関係については、隣接地域の都市や農村市場との対抗という点ではラント内の各ゲマインデは共通の利害に立ちながらも、有力ゲマインデとその他のゲマインデとの間には対立関係があり、市場町と市場村落との間、さらには市場村落相互間でも対立関係のあることを明らかにすることができた。

次に前・非市場制度としては、農民、手工業者および小売り商による取引、また宿屋や居酒屋での取引、さらに年市の直接の起源としての祭市を挙げることができ、これらの市場関係が市場制度成立以前の市場関係であるだけでなく、市場制度成立以後も市場制度にとっては不可欠の併存形態として機能していたことを明らかにすることができた。

第三に領域政策と市場制度との関連については、まず対外的には隣接地域の市場開催地に対抗して市場開催に伴う利益の一部を収得するために、市場開催地や市場開催日の設定が意識的に行われていることを明らかにすることができた。対内的には大参事会がラント内の市場制度の確立に積極的に関与したり、ゲマインデ相互間の利害を意識的に調整していることを明らかにすることができた。さらに市場の公認という観点から、あくまでも市場制度に表れた限りであるけれども、領域内の経済運営をめぐる指導権が18世紀末までの近世後期においては特定の有力ゲマインデに集中していたことをある程度まで推測することができた。もちろん特にこの最後の点に関しては、市場制度を成立せしめた農村の農民側の事情、すなわち一方では中世末・近世初頭の段階における領主農民⁽¹⁴²⁾関係、他方では農民的商品生産の問題、さらには領域政策の担い手としての寡頭制支配者層⁽¹⁴³⁾の問題の検討が不可欠であり、これらの問題を包括的な形で解明することは今後の課題としたい。

(1987年4月30日脱稿)

(1988年1月31日加筆)

(1988年8月10日再加筆)

(慶應義塾高等学校教諭)

注(142) この問題についての研究の現状と課題については、差し当たり拙稿「社会経済史的史料」のⅡを参照。

(143) この問題についての研究の現状と課題については、差し当たり同論稿のⅢおよび結語を参照。